

むきばんだ史跡公園の管理業務に関する事業計画書

公益財団法人 鳥取県教育文化財団

1 管理運営の基本的な考え方

(1) むきばんだ史跡公園の指定管理を希望する理由

公益財団法人鳥取県教育文化財団は、昭和48年に鳥取県内の埋蔵文化財の発掘調査を目的とし、県教育委員会所管の公益法人として設立されました。その後、県立社会教育施設の指定管理者となるなど様々な事業に携わり、郷土の教育文化の向上発展に貢献してきました。

鳥取県の誇る歴史遺産である国内最大級の弥生時代の集落遺跡である「むきばんだ史跡公園」ですが、当財団は上記の基本理念の下、令和元年度から同公園の指定管理業務を担わせていただき、県と連携協力しながら運営管理に取り組む中、利用者のアンケートやこれまでの指定管理業務に対する県の中間評価において高い評価を得ています。

こうした経験や実績を活かし、自己研鑽を行いながら、これまで以上に「むきばんだ史跡公園」の魅力を発信するとともに県内外の方々の交流の拠点として活用することができると自負しており、引き続き指定管理を希望いたします。

(2) 管理運営の方針

「鳥取県立むきばんだ史跡公園管理業務委託仕様書」等を遵守し、下記の基本事項を柱に、所長等と協力し、連携しながら管理運営に取り組みます。

また、令和5年度オープンの青谷かみじち史跡公園とともに、「とっとり弥生の王国」の両輪となるよう、同公園や県・市関係部局、観光関係者との連携・協力を推進します。

【基本となる事項】

利用者の安全確保 利用者等の安全確保の視点から、施設設備の日常の巡回点検により、異常や損傷の早期発見を行うことで事故を防止するほか、受入事業・主催事情の際は、会場・駐車場の草刈りを改めて行うほか、事前に園内の点検を行う。

景観の美化 広大な史跡公園の園内には、数多くの復元建物や墳丘墓とともに、眼下に見下ろす日本海や大山の山並みなどの素晴らしい景観もある。これらを来園者に楽しんでもらうため、園内の草刈りや管理道・遊歩道の整備を重点的に行う。

利用者等へのサービス向上、利用促進 利用者等へのサービスの向上・利用促進として、令和2年度から継続して実施している「利用者アンケート」を引き続き実施し、更なるサービスの向上や利用促進に繋げる。

○史跡公園が行う受入事業・主催事業に対する協力、連携

- ・ 受入事業・主催事業の実施に当たっては県等と緊密に連携します。
- ・ 受入事業については、主催者の要望に沿うとともに、むきばんだ史跡公園の特性を活かせるような対応を心がけます。
- ・ 主催事業については、むきばんだ史跡公園の施設を最大限に有効活用できるようなものとして、参加者が満足出来る体験型の事業を中心に実施します。

○経費の節減

- ・ 管理運営経費の節減については、施設の維持管理業務を外部へ再委託等する場合、鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、原則、県内業者を対象に競争入札を原則とすることで経費の節減を図ります。
- ・ 物品購入においても、品質の維持を図りながら入札の導入や価格比較等により、有利な購入に努めます。
- ・ 例えば、草刈等の管理委託は、県の積算基準ではなく実勢価格に基づく積算額で算定する、あるいは公園内の施設や設備の修繕を専門業者ではなく財団職員がする、などにより大きな経費削減を図ります。

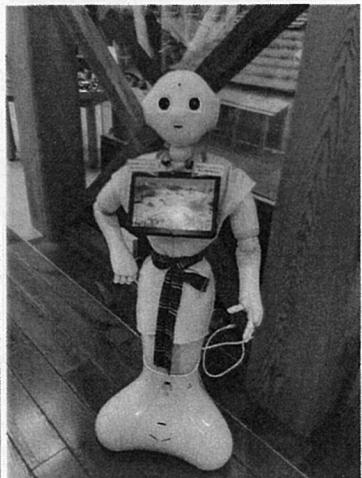
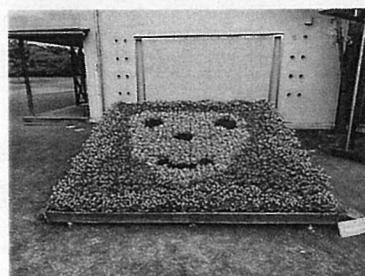


○利用者等の安全確保

- ・ 安全点検については、職員により園内の日常点検及び月に1回以上の園内全体の点検を行い、危険箇所があれば、至急に対応し事故の発生を未然に防止します。
- ・ 台風や大雨等には隨時に園内の安全点検を行い、事故の発生を未然に防止します。
- ・ 主催事業・受入事業実施の際は、関係各所の草刈を行うほか、事前の点検と速やかな報告・連絡・相談により情報を関係者で共有し、危険箇所、危険物の確認・除去を行うなど、利用者等の安心・安全を最優先に安全確保を図ります。

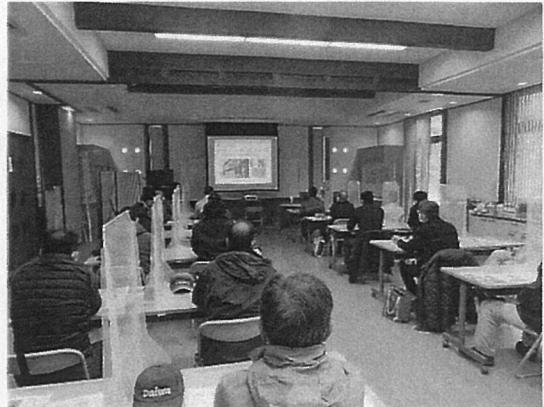
○利用者等へのサービス、利用促進及びサービスの低下を回避する方策

- ・ 利用者等への最大のサービスは、丁寧な応接と安心・安全の対応を提供すること、トラブルの無いこと、そして利用者等にしっかりと施設を利用していただき、学びを得て満足を感じていただくことであると考えます。そのため、利用者等に対しては笑顔を基本に爽やかな挨拶を励行することを基本とします。
- ・ 事前の打合せの際は、協議内容、結果の確認などを行い、その内容について関係者全員が情報共有して思い違いなどによるトラブルの防止に努めます。
- ・ 利用促進については、WebページやFacebook、Twitter、YouTube等を活用した情報発信を行うとともに、近隣の観光案内所や道の駅等にパンフレットを置いてもらい観光客等への利用促進を図ります。
- ・ サービスの低下を回避する方策は逆にサービス向上の方策でもあるととらえ、利用者へのアンケートや現場での声かけ等により要望や課題を把握し、所長等に報告した上で、サービスの質的向上や一層の利用促進に繋げていきます。



○史跡管理に係る一定の技術水準を確保する方策

- ・ 史跡管理に係る技術に関しては、特に復元堅穴住居及び復元高床倉庫の維持管理が重要となります。そのうち建物の補修については、高い知識と技術を持つ財団職員（史跡管理員及び維持管理作業員）に対し、現在も自発的に行っていいる内部研修を引き続き行うとともに、所長等とも協議し、技術水準の確保を図ります。
- ・ 令和3～4年度には専門業者による実技講習を受けました。今後も引き続き専門的な講習を受けるなどして、技術水準を高めたいと考えています。また、P D C Aの考え方を念頭に更なる向上を図っていきます。



(3) 他の施設の管理状況

鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)

- ・ 昭和55年1月から施設の管理を受託。
- ・ 平成18年4月から指定管理を受託。
(現在に至る)

鳥取県立大山青年の家

- ・ 昭和54年1月から平成18年3月まで施設の管理を受託
- ・ 平成28年4月から指定管理を受託。(現在に至る)

2 管理の基準・サービスの提供内容

(1) 開園時間の考え方と設定内容

開園時間 午前9時～午後5時

- ・ 従来のむきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例に定める利用時間（午前9時から午後5時（知事があらかじめ指定する日には、午前9時から午後7時））が定着しており、今後もこれを基本とします。
- ・ 特に夏季（6月～8月）については、利用者の利便性や洞ノ原からの素晴らしい夕日や夜景を活用するため、隨時に午前9時から午後8時の開園時間を検討します。
- ・ イベント等や災害対応時には所長等と連携して、必要に応じて設定内容を変更し、利便性の向上を図ります。



(2) 休園日の考え方と設定内容

休園日 每月第4月曜日(※)、年末年始（12月29日～1月3日）

- ・ 条例に定める休園日（毎月第4月曜日（※その日が休日である場合には、その直後の休日でない日）並びに（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの間）が定着しており、利用者の観点から今後もこれを基本とします。

- ・ 令和5年度オープンの青谷かみじち史跡公園との関係に十分に配慮し、同公園の指定管理者等と連携し柔軟に対応するとともに、学校・教育機関、観光関係者等の要請に対しても同様に柔軟に対応します。

(3) 施設設備等の維持管理に向けた考え方

仕様書を遵守し、適正に施設設備等の維持管理を行う。その際は、1(2)に掲げた管理運営の基本となる事項を念頭に、以下の点に特に留意します。

① ガイダンス施設等の維持管理に関する業務

仕様書を遵守する。特に、専門業者による保守管理が必要となる自家用電気工作物、浄化槽、消防用設備、空調設備、機械警備等については、信頼できる業者を入札等により選定し適正に管理するとともに、依頼した業務の記録は保管します。また、事故・故障については5年間保管します。

また清掃業務に関しては、日常清掃の中で頻度の高い部分については毎回とし、頻度が低くても支障がないもの（日常清掃の中で汁器、備品の拭き及び扉・壁部分拭き）については、週に1回とします。

② 洞ノ原地区、妻木山地区、妻木新山地区、仙谷地区、松尾頭地区、松尾城地区等の維持管理仕様書を遵守するとともに、復元建物に対して燻蒸や修繕を適切に行い、園内の草刈り、芝生管理、樹木管理については、景観の美化や安全管理を徹底し、外部委託を含め適切な維持管理を行います。また、冬期はかなりの降雪があるが、来園者への支障が生じないように、外部委託を含め、園内の除雪を適切に実施します。

③ 史跡公園全体に係る維持管理業務及び留意事項

仕様書を遵守するとともに、施設・設備及び備品については日常的な保守点検を行いますが、老朽化等に伴う修繕が発生した時には、迅速に修繕を行い、運営に支障が生じないようにします。なお、50万以上の修繕が発生した場合には、速やかに所長を経由して知事に報告を行い、所長等と協議して適切な修繕を行います。

(4) 外部委託（再委託）の考え方

- ・ 施設設備の維持管理には、財団の職員では対応できない部門があり、これらはほとんどが法令適用されるものであることから、不特定多数の県民が利用する集客施設の安全・衛生・快適性を確保するために、専門業者による定期的な保守点検、警備・検査等を行います。
- ・ 委託先の選定は、鳥取県会計規則を準用して、原則競争入札を行います。これによりがたい場合は随意契約により適切に業者の選定をすることとし、併せて可能な範囲で価格比較により経費の削減を図るよう努めます。また、長期契約等による諸経費の節減を図ります。
- ・ 業者の選定に当たっては、原則、県内業者を選定することとします。ただし、県内に委託可能業者がいないとき又はいても相当高額となると認められるときは、あらかじめ所長等に協議した上で、県外業者への委託を行います。

(5) 個人情報の保護への対応

- ・ 個人情報については、法令及び鳥取県個人情報保護条例並びに公益財団法人鳥取県教育文化財団個人情報保護規程、同財団特定個人情報取扱規程等により適切に対応します
- ・ 利用申込みの際に知り得た個人情報は、適正に取り扱い、利用申込みのみに利用し、他の利用や第三者への提供は行いません。

(6) 情報の公開への対応

情報の公開については、法令及び鳥取県情報公開条例を遵守するとともに、公益財団法人鳥取県教育文化財団定款第53条に基づき適正に行います。